

朝日村職員懲戒処分の方針

1 基本事項

(1) 本方針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものです。

具体的な処分の決定に当たっては、

ア 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか

イ 故意又は過失の度合いはどの程度であったか

ウ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか

エ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断します。

(2) 標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考にしつつ判断します。

(3) 懲戒処分には該当しないが、職員の将来を戒める必要がある場合には、実質的な制裁（職務上、経済上の不利益）を伴わない矯正措置として、訓告、嚴重注意、注意を行います。

2 標準例

事 由		免 職	停 職	減 給	戒 告
一 般 服 務 関 係	(1) 欠勤				
	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員			●	●
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員		●	●	
	ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	●	●	●	
	(2) 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員				●
	(3) 病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員			●	●
	(4) 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員			●	●
	(5) 職場内秩序びん				
	ア 上司に対する暴行により職場の秩序を乱した職員		●	●	
	イ 上司に対する暴言により職場の秩序を乱した職員			●	●

事 由		免 職	停 職	減 給	戒 告	
一 般 服 務 関 係	(6) 事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員			●	●	
	(7) 違法な職員団体活動					
	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して、同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は村の活動能率を低下させる怠業的行為した職員			●	●	
	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	●	●			
	(8) 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	●	●			
	(9) 政治的目的を有する文書を配布した職員				●	
	(10) 不適正な事務処理により、公務への信頼を著しく損なわせ、又は公務の運営に重大な支障を生じさせた職員			●	●	
	(11) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）					
	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	●	●			
	イ 相手の意に反することを認識の上でわいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した職員			●	●	
	この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	●	●			
ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員			●	●		

事由		免職	停職	減給	戒告
公金等 取扱い 関係	(1) 公金又は官物を横領した職員	●			
	(2) 公金又は官物を窃盗した職員	●			
	(3) 人を欺いて公金又は官物を交付させた職員	●			
	(4) 公金又は官物を紛失した職員				●
	(5) 重大な過失により公金又は官物の盗難に遭った職員				●
	(6) 故意に職場において官物を損壊した職員			●	●
	(7) 過失により職場において官物の出火、爆発を引き起こした職員			●	●
	(8) 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員			●	●
	(9) 自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理をした職員			●	●
公務外 非行 関係	(1) 放火をした職員	●			
	(2) 人を殺した職員	●			
	(3) 人の身体を傷害した職員		●	●	
	(4) 暴行を加え、又はけんかをした職員が、人を傷害するに至らなかったとき			●	●
	(5) 故意に他人の物を損壊した職員			●	●
	(6) 自己の占有する他人の物（公金及び官物を除く。）を横領した職員	●	●		
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 他人の財物を窃取した職員	●	●	●	
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	●			
	(8) 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	●	●		
	(9) 賭博				
ア 賭博をした職員			●	●	
イ 常習として賭博をした職員		●			
(10) 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員	●				
(11) 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員		●	●	●	

事由		免職	停職	減給	戒告
(12)	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員		●	●	
(13)	公共の乗物等において痴漢行為をした職員		●	●	
交通事故・交通法規違反関係は別に定める「朝日村職員の交通事故等の処分に関する規程」による					
倫理違反関係	(1) 関係者等との会食等に関する届出書、交通事故報告書、交通違反報告書、海外渡航届を提出しなかった職員 ＜(20)に掲げるものを除く＞				●
	(2) 虚偽の事項を記載した各種報告書等を提出した職員			●	●
	(3) 関係業者等から金銭又は物品の贈与を受けた職員 ＜(18)に掲げるものを除く。＞	●	●	●	●
	(4) 関係業者等から不動産の贈与を受けた職員 ＜(18)に掲げるものを除く。＞	●	●		
	(5) 関係業者等から金銭の貸付けを受けた職員			●	●
	(6) 関係業者等から又は関係業者等の負担により、無償で物品の貸付けを受けた職員 ＜(18)に掲げるものを除く。＞			●	●
	(7) 関係業者等から又は関係業者等の負担により、無償で不動産の貸付けを受けた職員 ＜(18)に掲げるものを除く。＞		●	●	
	(8) 関係業者等から又は関係業者等の負担により無償で役務の提供を受けた職員 ＜(18)に掲げるものを除く＞	●	●	●	●
	(9) 関係業者等から未公開株式を譲り受けた職員		●	●	
	(10) 関係業者等から供応接待（飲食の提供に限る。）を受けた職員 ＜(11)～(13)までに掲げるものを除く。＞			●	●
	(11) 遊技又はゴルフをするために要する費用を関係業者等が負担して当該関係業者等と共に遊技又はゴルフをした職員			●	●
	(12) 海外旅行をするために要する費用を関係業者等が負担して当該関係業者等と共に海外旅行をした職員		●	●	●

	事由	免職	停職	減給	戒告
倫理違反関係	(13) 国内旅行をするために要する費用を関係業者等が負担して当該関係業者等と共に国内旅行をした職員			●	●
	(14) 関係業者等と共に飲食をした職員 ＜（１０）に掲げるものを除く。＞				●
	(15) 関係業者等と共に遊技又はゴルフをした職員 ＜（１１）に掲げるものを除く。＞				●
	(16) 関係業者等と共に旅行をした職員 ＜（１２）（１３）に掲げるものを除く＞				●
	(17) 関係業者等以外の者等から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた職員			●	●
	(18) 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった関係業者等にその者の負担として支払わせた職員	●	●	●	
	(19) 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場所に居合わせなかった関係業者等以外の者等にその者の負担として支払わせた職員			●	●
	(20) 管理監督者の承認を得ずに関係業者等からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をした職員			●	●
	(21) 法規制されている選挙活動に従事した職員			●	
	(22) (1)～(21)にかかわらず、 ① 当該職員の職務に関する行為をすること（又は行為をしたこと、行為をしないこと、行為をしなかったこと）の対価として供応接待又は財産上利益の供与を受けた場合 ② 当該職員が請託を受けその地位を利用して他の職員にその職務に関する行為をさせ、若しくは行為をさないようにあつせんすること（又はあつせんしたこと）の対価として供応接待又は財産上の利益の供与を受けた場合	●	●		

事 由		免 職	停 職	減 給	戒 告
管理監督責任	(1) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指揮監督に適正を欠いていた職員			●	●
	(2) 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員		●	●	